

和歌山県立医科大学附属病院無料Wi-Fi利用規約

制定 令和3年8月31日

改正 令和4年3月28日

(趣旨)

第1条 この規約は、和歌山県立医科大学附属病院（以下、「病院」という。）が患者及び来訪者（以下、「利用者」という。）に快適な病院環境を提供するために整備した無料Wi-Fi（以下、「無料Wi-Fi」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 利用場所は、病院中央棟2階総合受付、病院中央棟6階病棟から12階病棟のデイルーム（10階東病棟はプレイルームを含む。）及び5階病棟とする。

2 利用時間は、病院中央棟2階総合受付が平日午前7時から午後7時まで、病院中央棟6階病棟から12階病棟のデイルーム（10階東病棟はプレイルームを含む。）が全日午前7時から午後9時までとする。なお、5階病棟は別途利用者に通知するものとする。

(利用者が準備するもの)

第3条 無料Wi-Fiの利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しは一切行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 無料Wi-Fiインターフェース
- (3) 閲覧ソフト

(無料Wi-Fiの利用)

第4条 利用者は、下記の条件のもと、無料Wi-Fiを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無料Wi-Fiを利用してはならない。
- (2) 無料Wi-Fiを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 無料Wi-Fiの利用料金は、無料とする。
- (4) 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (5) 無料Wi-Fiについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

(サービス利用に伴うセキュリティリスク)

第5条 無料Wi-Fiを利用するにあたり、悪意のあるサイトまたは第三者よりIDやパスワード、クレジット情報などを窃取される危険があるため、特に重要な通信については、利用者の判断のもと実施すること。

(禁止事項)

第6条 利用者は、無料Wi-Fiの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、

又はそのおそれがある行為

- (4) 他人を誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
 - (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
 - (7) 選挙運動、又はこれに類する行為
 - (8) 性風俗、宗教、又は政治に関する行為
 - (9) ID、又はパスワードを不正に使用する行為
 - (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無料Wi-Fiを通じて若しくは関連して使用する行為、又は提供する行為
 - (11) 特定、又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (12) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
 - (13) 利用場所における病院備え付けの電源コンセントの利用
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為、又は病院が不適切と判断する行為
- (運用の中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無料Wi-Fiの運用を予告なく中止することができる。

- (1) 無料Wi-Fiの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (2) 無料Wi-Fiの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、無料Wi-Fiの運用上、病院が必要と認めるとき

2 病院は、無料Wi-Fiの運用の中止により、利用者又は第三者が被った損害について、その責を一切負わない。

(免責等)

第8条 病院は、無料Wi-Fiサービスの提供、遅滞、変更、中止、又は廃止、無料Wi-Fiを通じて登録、提供、又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無料Wi-Fiに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。

2 病院は、無料Wi-Fiのサービス内容及び利用者が無料Wi-Fiを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。

4 無料Wi-Fiへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無料Wi-Fiを利用できない場合についても、その責を一切負わない。

5 病院は、利用者が無料Wi-Fiを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じ

た紛争等について、その責を一切負わない。

6 病院は、無料Wi-Fiの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEB サイトへの接続を制限することができる。

(管轄)

第9条 無料Wi-Fiの利用に関して、病院と利用者の中に生ずるすべての紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年3月28日から施行する。